



平成 27 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社省電舎
代表者名 代表取締役社長 鶴澤 利雄
(コード番号 1711 東証 第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 福本 裕士
(TEL. 03-6821-0004)

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第 5 回新株予約権の発行中止に至るまでの経緯及び今後の改善策について

平成27年4月10日付「食品リサイクル事業におけるバイオガスプラント導入に係る基本合意書の解除について」においてお知らせしておりました、当該基本合意書解除に至った経緯及び平成27年4月7日付「(訂正)「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」で開示いたしましたスキーム変更に至った経緯、及びその結果として平成27年4月13日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行の中止及び有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」の開示に至る経緯につきまして、下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 第三者割当による資金調達が中止に至った経緯

平成26年11月、平成27年4月3日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載の「バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業 静岡案件」(以下、「静岡案件」という)の固定価格買取制度(FIT)における設備認定に関し、当該案件の当事者が資源エネルギー庁に申請に関する事前相談に伺い、ご意見を頂戴したところ、事業会社が廃棄物処理事業会社となる場合、バイオガス・プラントは中間処理を行う事業会社が一貫して中間処理から発電事業までを行うか、または中間処理を行う事業会社が処理施設を所有し、発電設備をその他の事業会社が所有することで、FIT対象の設備となる旨のアドバイスを頂戴いたしました。本内容については、案件担当者より当社担当取締役に対して報告がありましたが、その際、当初のスキーム(発電事業者がバイオガス・プラント設備の全てを所有し、廃棄物処理事業者は当該設備の使用料を支払い、中間処理を行うスキーム)のまま進める方策も含めて検討する旨の発言がありました。その後、担当取締役は、何度か案件担当者にスキームに関する確認をしておりましたが、同担当者から当初のスキームで進めることが可能である旨の報告を受けておりました。

その後、平成27年4月3日付開示の資料を作成することとなりましたが、本開示資料の作成については、資源エネルギー庁からの指摘があった等の状況を把握していない開示当事者が作成しており、その基礎は以前作成したライツ・オフリングの際の開示資料でありました。このため、「バイオガス・プラントを貸与して行うIPP」のスキーム図及び説明はライツ・オフリングの開示資料のままの状況でした。

当社取締役2名が平成27年3月19日に株式会社ゲネシス(以下、ゲネシス社という)と面談を行った際には、静岡案件が資源エネルギー庁からの指摘どおりのスキームに変更しなければ進められない事に話が及び、開示資料に記載のスキームを変更する必要性を認識しましたが、開示当事者にこの情報は伝わっていませんでした。

開示資料につきましてはドラフトの段階で東京証券取引所様及び関東財務局様より加筆・修正のご指摘、スキームの確認及び計画時期の確認を頂いておりましたが、スキーム変更の必要性を認識していた当社取締役はその際にスキーム変更の必要性に関して説明すること及び開示資料への記載を失念しておりました。また、開示資料を当社内で修正し再提出する際には当社取締役2名によるチェックを受けておりましたが、この際にもチェックが行きとどかず、誤ったスキームを記載したままの開示となってしまいました。

スキーム変更を含めた開示資料記載事項の変更の有無に関しては、開示資料作成担当者についても、作成をしている段階でライツ・オファリング後に発生している各案件の状況を実務担当者に確認すべき事項であり、開示資料をチェックしていた取締役が変更事項に関して気付かなければならない事項でありました。これらは社内連絡体制の不備に尽きると考えております。

平成27年4月3日、当社取締役会において当該第三者割当に関する議案を決議し、「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行に関するお知らせ」を開示いたしました。

平成27年4月5日、WEB雑誌記事において「静岡案件」のスキームに問題があるとの記載があり、真偽を確認し、事業会社が廃棄物処理事業会社となる場合のスキームについて記載の追加・変更が必要であることを認識したため、平成27年4月7日、4月3日付開示資料の記載内容の一部に訂正がある旨を「(訂正)「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」として開示させて頂きました。

平成27年4月9日、ゲネシス社より当社との間で締結しておりました、バイオガスプラントの導入を両社協働して進める旨を定めた基本合意書を解除する旨の内容証明郵便が届きました。ゲネシス社からは、3月10日及び3月19日に当社取締役に対して基本合意書を解除したい旨の申し入れがありましたが、当該申し入れを受けた当社取締役は基本合意書締結から期間が経過しているにもかかわらず、案件が進まないことから基本合意書解除という発言となったものと認識し、契約解除の申し入れに合意しませんでした。そのような認識の中で届いた内容証明郵便による契約解除の申し入れを受け、社内協議を行った結果、ゲネシス社が契約解除のみならず、当社と案件を進めること自体を拒否した意思表示であると認識し、基本合意書解除に応じざるを得ないという結論に達しました。翌4月10日、ゲネシス社との基本合意書を解除した旨を「食品リサイクル事業におけるバイオガスプラント導入に係る基本合意書の解除について」として開示させて頂きました。本合意書解除に伴い、他案件により4月3日に開示した第三者割当による資金調達を進める方法につき社内でも検討いたしました。ゲネシス社と同規模であり、早急に進捗させられる案件が無かったため、平成27年4月13日、当社取締役会において第三者割当による資金調達の中止と有価証券届出書の取り下げを決議し、「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行の中止及び有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」を開示させて頂くことになりました。

2. 平成27年4月3日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行に関するお知らせ」における不備の内容

(1)スキーム説明に関する誤記載

平成27年4月3日付開示の資料に記載のスキームでは、事業者の業種に関係なく、バイオガス・プラントを所有するSPCが売電事業を行い、事業会社はバイオガス・プラントの使用料を支払ったうえで廃棄物をバイオガス・プラントに投入することにより、今まで支払っていた廃棄物処理コストを削減するというスキームとなっております。前述の通り、資源エネルギー庁の指摘により当社の開示資料に記載のスキームは事業会社が廃棄物処理事業者である場合については、他の業種の場合と違うスキームとなることを記載しなければなりません。

しかしながら、「1. 第三者割当による資金調達が中止に至った経緯」に記載いたしました社内連絡体制の不備によりスキームに関して記載を変更しなければならないという情報が開示資料作成担当者まで伝わらず、開示資料の記載を修正できませんでした。

作成した開示資料のドラフトは当社取締役も確認しており、東京証券取引所様、関東財務局様からのご指摘、ご確認により修正した開示資料ドラフト、その他資料提出の際にも確認しておりましたが、海外におけるバイオマス燃料事業等の他業務に追われる中、そのチェックが行きとどかず、スキームに関する追加、修正を記載しないままの開示となってしまいました。

(2)ゲネシス社との基本合意契約解除

ゲネシス社と当社の間で締結しておりました基本合意書の解除については、平成27年3月10日及び3月19日の二度にわたり、ゲネシス社より基本合意書解除の申し出が当社取締役宛にありました。しかしながら当該申し入れを受けた当社取締役は、ライツ・オフリングによる調達資金ではすぐに静岡案件を進めることが出来なかった状況の中で、ゲネシス社が、当社に本案件を進めるつもりがあるかどうかという点に疑問を持ち、合意書解除を申し出たものと理解しておりました。このため、基本合意書解除の申し入れがあった旨を開示資料への記載しておりませんでした。しかしながら、資金調達の情報開示後、合意書解除に関する申し入れが内容証明郵便という形で改めてなされたため、当社としても合意書の継続は不可能であるとの判断のもと、合意書解除に至っております。

3. 問題点及び改善策

(1)問題点

今回の①経済産業省資源エネルギー庁の指摘を開示資料に反映せず開示に至ってしまったこと、②ゲネシス社から合意書解除の申し入れがあったにもかかわらず、その旨を開示資料に反映せず開示に至り、開示直後に契約解除に関する開示となってしまったこと、の2点に関する当社内部管理体制上の問題点として、当社は以下の通り、認識しております。

①に関しては、営業案件の進捗、問題点等の状況に関する報告体制が整備されていなかったため、一部の取締役および担当者のみで情報が共有されており、その進捗状況について開示に携わる担当者まで、情報が共有できていなかった事、およびスキーム変更の必要性を認識した取締役が開示資料のドラフト段階で当該必要性を指摘しなかったことに起因するものと考えております。また、資金調達という機密性の高い案件を進めるに当たり当社内では当時の当社取締役2名と開示担当者の3名のみで開示資料作成、確認を行っていた関係で、チェック機能が不十分であったことによるものであると考えております。

また、②に関しては、ゲネシス社からの合意書解除の申し入れに際し、当該申し入れを受けた取締役2名が、当該申し入れが案件進捗の遅れからくるものであると認識したうえで、より早急に資金調達を実現し案件を進めなければならないと判断してしまい、東京証券取引所様及び関東財務局様への報告をせず、開示担当者にも連絡をしなかったことが問題点であると考えております。

当社のリスク管理体制としては、各部門の業務担当者がリスクの懸念がある事象が発生した場合、そのリスク懸念事象を各部門会議の中で報告し、当該部会においてリスク懸念事象を検討、対応策を検討したうえで、全社的なリスクとしてとらえるべきリスクであると判断された場合、社長を委員長とするリスク管理委員会に上程、リスクを識別(委員による検討、必要に応じて有識者の助言を求める、過去の案件で顕在化したリスクとの検証)し、当該リスクを発生時の影響の大きさと発生確率から評価、その評価からリスクの予防と発生時の対応策の検討を行うこととしております。

今回の場合、ゲネシス社からの契約解除の申し入れというリスク懸念事象が取締役である2名のみが知り得る状況の中で発生しており、当該2名によってリスクでは無いと判断してしまったことにより問題が発生しているものと考えております。

こちらの問題点については、契約解除の申し入れが、進めている資金調達に多大な影響があることを認識し、リスク管理委員会を招集し、委員会内で当該リスクに関して検証、対応策の検討を行うべきであったと考えております。

(2)今後の改善措置

当社は、今回の開示の不備が弊社内の情報共有の不備に起因したものであると考えております。再発防止策として、日常的な情報共有及び開示事項発生時の確認体制の整備を行ってまいります。

日常的な情報共有策として、部内での情報を共有するための定例の部門会議と、他部門との情報共有を行うため各本部長が出席する本部長会議を月に1回以上行うことにより、日々変化する各案件の日常的な情報共有を進めてまいります。また、当社グループの事業推進上、特に重要と考えられる案件(事業計画に大きく影響するもの、今後の当社グループの事業展開を考えるうえで重要であると認識すべき案件であり、社長が本部長会議の報告において重要であると判断した案件)については別途、社長が臨時に招集するプロジェクト管理委員会、営業開発会議により当該案件の進捗状況を含めた情報を社長及び取締役を集約することにより情報共有を進めて参ります。これらの情報共有により、案件に携わる担当者のみが情報を有し、重要な情報が社長を含めた経営層にまで共有されない事態を防止する体制を構築して参ります。なお、リスク情報の共有、検討のプロセス欠如に関しても、この体制構築及び情報共有により、案件に含まれるリスク情報も同時に共有することを可能とし、正しくリスク管理委員会内においてリスクを評価、対応策を検討する体制といたします。また、現状は月に一回開催される経営戦略会議において、出席している各本部長へのリスクの確認という形となってしまうリスク管理委員会を独立した月に一回開催する定例会議として運用し、社内のリスクに対する認識の向上に努めます。加えて、リスクを検討する上で、業務に関する契約締結または解除の申し入れがあった場合は、その時点で検討すべきリスクとして認識することを周知し、各契約についてリスク管理委員会でリスクを評価する体制を構築いたします。

また、開示事項発生時の確認体制として、開示事項が発生した場合は、開示担当者が各取締役の開示文書等を確認すると同時に、必要に応じて本部長会議を招集し、当該開示に関わる部門の本部長への情報の確認、ドラフトの確認を行うことにより、不適正開示の再発を防止いたします。

今後は日常的な情報共有により、社内の情報を集約した各取締役の開示資料の複数回チェックと、必要に応じて担当本部長に情報を確認することで開示不備の再発防止に努めて参ります。

また、開示の重要性、開示に関する責任を認識し、適正な開示に努めて参ります。

以上